

大學の社會福祉學科における 専門教育内容について

——國際社會福祉關係會議に出席して考えたこと——

上 田 千 秋

はじめに

私が佛教大學社會學部社會福祉學科の専任教員として、社會事業の教育のことに専念するようになって約三年になる。この間に特に頭を痛めた問題の一つに、社會事業のカリキュラムのことがあり、日本社會事業學校連盟に加入している他の大學のカリキュラムを参照してみたり、各地の先輩の先生方の意見を伺ったり、本學社會福祉學科の諸先生や學生諸君と適宜検討してみたりしたけれども、改善のために、これはと思うヒントはなかなか見つからなかつた。

そこで、佛教大學學會に御相談したところ一度海外に出かけて勉強してみたらよいという有難いお話を頂いたので、昭和四五年夏、短期間ではあつたが、フィリピンのマニラ市で開かれた國際社會福祉の各會議に出席して諸外國の實狀を學んだ次第である。

以下のリポートは、「大學の社會福祉學科における専門教育内容」に關するものである。

もつともこの課題は、一個人が短期間に結論的解答を導き出せるような性質のものではないし、つねに多數の研究

者によつて、廣く間斷なく問われ続けなければならぬ課題であり、海外で求められた素材を日本の風土のなかでどう活用するか考えなければならぬ課題である。

したがつて、ここに提出する私のレポートは、課題をマクロに把握して具體性に欠けているし、内容が幼稚であることを自認せざるを得ないのであるが、まず問題の發端となるわが國の社會福祉教育の當面する問題について簡単にふれておこう。

一、わが國の社會福祉教育について

わが國における組織的な社會事業教育の沿革は、大正デモクラシー期に求めることができるが、科學的合理的な教育計畫が採用されたのは戦後のことであるといえる。

昭和二十二年十一月、大學基準に「社會事業學部」が正式に認められ、社會事業學部で履修する科目は、これを一般教養、専門學科、同實習の三種に分け、四學年を通じて一二〇單位以上を履修しなければならないとし、特に専門學科および實習については次の如く定められた。

専門學科をつぎの如く定める。

- (1) 處理部門——醫學知識、精神衛生、社會衛生、兒童福祉、特殊兒童問題、ケースワーク、グループワーク、生活指導（計一六單位）
- (2) 調査部門——社會調査（演習を含む）、社會統計（計六單位）
- (3) 行政部門——社會事業概論、社會立法、社會事業組織、勞働問題（計一〇單位）
- (4) 以上三三單位を必修し、他に次のごとき選擇種目を履修する。

社會思想史、經濟史、兒童心理學、青年心理學、社會心理學、社會教育、犯罪論、家族論、都市・農村社會學、婦人問題、人口問題、職業輔導、コミュニティ・オーガニゼーション等。

實習をつぎのごとく定める。

實習は社會事業施設において家庭保護、兒童保護、醫療保護、ケース指導、グループ指導、社會事業行政等に關し、最終學年において最低七單位を履修しなければならない。なお實習開始の年齢は滿二一歳とし、實習指導の責任は當該施設の當事者にまかせ、實習の運営に關しては、學校當局、施設當事者及び施設監督官廳をもつて構成する委員會において行なう。

戦後の新制大學教育制度の草創期に、いち早く設定されたこの社會事業學部設立基準は、アメリカ占領軍の強力な指導の下に實施に移されたが、この基準のモデルはアメリカの大學院レベルのカリキュラムであつたにもかかわらず、わが國ではこれをそのまま新制大學または短期大學で實施せねばならなかつたこと、肝心の教員の不足や教材の不足などが災いして、理論と實踐の結合という點からみれば、むしろ當時の専門教育は失敗であつたともいえる。

しかしながら、更に一般化した福祉國家論の展開や、若い世代の社會福祉への關心の高まりにつれて、或いは安上の大學急増対策に便乗してか、社會福祉系の單科大學や社會福祉學部、學科をもつ大學は漸増の一途を辿るようになった。昭和三十一年、國際社會事業學校連盟の日本支部としての性格をもつて創立された「日本社會事業學校連盟」の當初の加盟校は九校であつたが、四五年十月現在この連盟に加入する大學の數は、三三校に達している。(うち大學院を有する大學八校、大學一六校、短期大學九校である)。

もつとも社會福祉系の學科または専攻コースを設置する大學で、この連盟に加入していない例も存在するので、正確ではないが、一應わが國の社會福祉教育は大學レベル undergraduate level を中核として行なわれているといえる。しかも連盟加入の三三校には、國立大學は存在せず、公立大學は、短期大學一校を含め僅かに四校にしか過ぎない。つまりわが國の社會福祉教育は、その重責の大部分を私立大學に委ねているわけである。

社會福祉の専門教育が、主として私立大學によつて行なわれていることは、形式的にはアメリカと軌を一にしてお

り、教育研究機能の上で重要な、創造性や開拓性の確保といったような面ではプラスの効果も期待できるけれども、卒業生の就職条件や、社會福祉という専門職業に對する社會的價値觀の増大とかいつた面においては、現状からみて満足できるものではない。加えて、近來の私立大學の財政難に原因する教員確保のむづかしさ、教育研究設備の脆弱さなどは、とりわけマン・ツーマン方式による高度の人格的ふれ合いを不可欠の條件とする社會福祉教育の分野では、近い將來に大きな危険を内藏しているといつて良い。

日本社會事業學校連盟は、教材研究など独自の事業の他に、社會福祉主事の資格要件の是正、社會福祉學士號の新設、社會福祉關係國家予算の増額など、社會福祉の専門性の確保、社會福祉の全般的推進のために精一杯の社會行動を續けているが、さきの文部省の基準では、時代の要請に應えた専門教育を實施することは困難であるとして、昭和四一年、「總合大學社會福祉學科の教育カリキュラム」を決定した。

これは、四年制大學で社會福祉關係の専門學科を設立した場合、その學科のカリキュラム基準を示すものであり、學科の科目を一般教育と専門科目に區分し、後者についてのみ検討を加えられたもので、専門科目の單位数を七六單位以上と假定し、單位数を部門別に配分したもので、社會福祉専攻課程を設けた場合も、ほぼ學科基準に準ずるよう要請されている。

日本社會事業學校連盟の専門カリキュラム

I 専攻科目 (○印は必修科目とする)

- (1) 基準部門——○社會福祉概論、○社會福祉發達史、○社會福祉法制、○社會保障概論、○演習、社會問題、生活構造論、人格發達論(人格發達の社會的側面について)、(二四單位以上)

- (2) 分野部門——○公的扶助論、○兒童福祉論、家庭福祉論、保育理論、養護理論、老人福祉論、身體障害者福祉論、精神障害者福祉論、リハビリテーション論、醫療社會事業論、精神醫學的社會事業論、更生保護論、産業福祉論、地域

福祉論（二〇單位以上）

(3) 方法・技術部門——○ソシアル・ケースワーク、○ソシアル・グループワーク、○コミュニティ・オーガニゼーション

（ソシアル・アクションを含む）、○社會福祉調査法、社會福祉管理論、社會福祉行政論、社會福祉調査實習、社會統計法（一四單位以上）

(4) 社會福祉實習（四單位を必修としてそれ以上）

II 関連科目

醫學知識、精神衛生、公衆衛生學、發達心理學、兒童心理學、社會心理學、臨床心理學、心理検査法、カウンセリング、家族社會學、都市社會學、農村社會學、産業社會學、犯罪社會學、社會病理學、家族法、兒童文化論、文化人類學、社會教育學、社會思想史、社會倫理學、労働問題、社會政策、人事管理、協同組合論、行政論、財政論、國家論など

現在、社會福祉系の講座をもつ大學においては、この基準を考慮してカリキュラムを編成しているが、大學設置基準が優先する日本の特性を反映してか、學校連盟の定めたこのカリキュラムが絶対性を有するわけではなく、したがってこの連盟の基準に合致しないからといって認可されないというわけではない。この點はアメリカの實狀とは大きな差異がある。

連盟の定めたカリキュラム基準には、わが國独自の事情を考慮した部分も見られるが、その基礎的な骨組みは、依然としてアメリカの社會事業學校（大學院）のカリキュラムを稀釋した形で用いられているという批判もある。

さらに、一九六〇年代の十年間におけるわが國の急激な社會變動は、複雑かつ深刻な影響を、國民大衆、とくに社會福祉の直接的對象に集中的に及ぼし、その結果、社會福祉の現業従事者、研究者の大多數に對して、社會福祉の主體と客體に關する認識と、方法技術のすべてについて根本的な再検討を迫るといつた事態を生ずるようになった。

學問の傳統と研究の歴史が淺く、それだけに未成熟ではありながら、すぐれて實踐の科學たることを要請されてい

る社會福祉學、とくにその教育體系と内容に對する不滿は、従事者、研究者のみならず、時代感覺に敏感な社會福祉系學生の間からも澎湃として起つた。

いわばアメリカの亞流ともいえる現行のカリキュラムを改訂して、變動する社會的經濟的要因の強い刺戟にも耐え得る社會福祉教育の體系づけはどうあるべきか。この課題の解決のためのよすがを求めて、不安と期待と焦燥感にかけられながら、私はそのための研修の場を、國際社會事業學校會議およびその前後に開かれた社會福祉關係の他の國際會議に求めたのである。

二、國際社會事業學校會議について

海外の社會福祉に關する學界の近狀とその進展の方向を、包括的に學びとるには國際社會事業學校聯盟 International Association of Schools of Social Work (略稱 I A S S W) の會議に参加することが最適の方法とされてゐる。

この I A S S W の前身である國際社會事業學校委員會が結成されたのは一九二九年(昭和四年)のことで、當初は主として西ヨーロッパ諸國の社會事業學校を母體とした小規模な組織であつたが、第二次大戰後は、文字どおり國際的規模に擴大し、現在では國際連合、ユニセフ・ユネスコなどの諮問機關にもなつており、十六の各國社會事業學校連盟を下部機構にもち、世界四七カ國の社會事業學校、計三六七校が會員校となつてゐる。

I A S S W は發足以來、原則として隔年毎に開催される總會や、地域ゼミナールや諸種の集會を重ねることによつて着實に發展してきたのであるが、いままでに開催された主要會議の開催年と開催地は次の如くである。

一九三二年 フランクフルト 一九三四年 ブラッセル

一九三五年 ベントベルド(オランダ) 一九三六年 ロンドン

一九三八年 ジュネーブ 一九四七年 パリ

一九四八年	ニューヨーク	一九五〇年	パリ
一九五二年	ストックホルム	一九五二年	マドラス
一九五四年	トロント	一九五六年	チューリッヒ
一九五八年	東京	一九六一年	ローマ
一九六二年	ベロ・ホリゾンテ(ブラジル)	一九六四年	アテネ
一九六六年	ワシントン	一九六八年	ヘルシンキ
一九七〇年	マニラ	一九七二年	ヘーグ(豫定)

IASSWの現行規約は、その前文において、『適格な専門ソーシャル・ワーカー Social Worker を養成する専門社会事業教育プログラムの正統な発展に寄與する』と目的を明示し、その實現を目ざして以下の活動を行なうことを定めている。

『社会事業教育の質的向上と、國際的リーダーシップを確保するために、事務局を通じて次の各項の事業及び適當な他の事業を行なうものとする。

- (1) 社会事業教育に關する國際會議の開催。
- (2) 所要の情報の収集と傳達。
- (3) 地域部會を含む國際研修會議の開催。
- (4) 社会事業教育に關して、各國政府又は民間の國際團體に協力すること。
- (5) 教授・學生の交流の援助。』

社会福祉は、現實と遊離した抽象理念ではなく、現實に動いている實踐の世界から、なまなましい素材の提供を受けることによつて成立する科學である以上、現業と密接な癒着を必要とすることは當然である。したがつて前記の五

種の事業が、社會福祉の分野で最も積極的な活動を續けている他の二つの國際團體、即ち國際社會福祉會議 International Conference of Social Welfare (略稱 ICSW) および國際ソシアル・ワーカー連盟 International Federation of Social Workers (略稱 IFSW) と、常に共同歩調をとるのは當然のこととされる。事實この三つの國際團體が開催する國際會議(總會)は、同じ年に、同じ開催地で前後して開かれるようになっており、専門研究誌『國際社會事業 International Social Work』(季刊)は三者が共同で編集し刊行している(もつとも最近ではこの機關誌を共同でなく個別的に發行すべきであるという意見も強まってきた)。

今回の第十五回國際社會事業學校會議は、八月三十日より九月二日まで、フィリピン國マニラ市で開催されたが、會議の主なるプログラムは次のとおりであつた。

八月三〇日には参加者の登録が行はれ、午後八時からの開會式には連盟會長のハーマン・H・スタイン博士の「社會福祉と開發——七〇年代の教育と訓練——」と題する講演が行はれ約三〇〇人の出席者に深い感銘を與えた。

八月三一日には「新しき機會と新しいカリキュラムへの接近——第五回國連調査の評価——」を主題にパネルディスカッションが行はれた。

九月一日は、「アフリカ・ヨーロッパにおける發展」、「極東及びアジアにおける發展」「アメリカにおける發展」という地域別の研究會議がもたれ、各國の社會事業教育の現状と將來への展望がそれぞれ報告され、各國の社會事業教育教材の展示と共に参加者の關心をよんだ。

九月二日には、國際社會事業學校連盟の總會が開催され、現状の報告、財政・事業計畫が審議された。續いて「七〇年代への提案」という主題のもとにパネルディスカッションが行われ、名譽會長 D・E・ヤングハズバンド博士の挨拶とコメントをもつて全日程を終了した。

これと前後して國際ソシアル・ワーカー連盟のシンポジウムが八月二四日より二九日まで、開催國フィリピンの

社會經濟に關する國際セミナーが九月二日より五日まで、國際社會福祉會議が九月六日より十二日まで開催されたのであつた。

したがつて私は I A S S W の會議を軸として、これと直接關連する他のすべての集會に参加する機會に恵まれ、その意味では有意義な日程を消化したのであつたが、その間にあつて特に啓發された I C S W における基調講演を中心に、マクロ的に、社會福祉教育の今後の指標を考えることにしたい。

三、社會開發への新しいとりくみ方

——とくに社會福祉の役割について——

今回の I C S W の會議のテーマは *New Strategies For Social Development-Role of Social Welfare* であつたが、これに關する基調講演は、會長チャールス・I・ショットランド博士によつて行はれた。博士は米國ブランドイス大學學長事務取扱であるが、「進歩において、富において、生活水準において、各國間に非常な格差が存在するが、將來に發展の可能性を秘めた」アジアにおいて、この會議が開催されたことの意義を強調して、冒頭に次のように述べられた。

「アジアのある一國が G N P の上昇率において世界のトップに立つてゐるに對して、他の諸國の生産性の伸びは餘りにもゆるやかである。アジアの少數の國では食糧が過剰生産であるに對して、他の諸國の人民は未だに飢餓と栄養不足に悩んでゐる。生活水準についても、全體としては常に向上の一途を示す國家があるかとおもえば、他方では人民の大多數が最低生活水準以下、さらには飢餓水準にあるという國家が存在する。保健と福祉の面でも同様のコントラストを見出すことができる。あるアジアの主要國では家族計畫が畫期的な成功をみせて人口調節が効果的に進んでいるが、他の多くの國家での産兒制限計畫は完全に失敗してゐる。ある國では地域社會開發計畫が順調に進行しているが、他の國々では現状は殆んど失敗という外はない。これらの餘りにもかけ離れた差異は、アジア地

域の社會事業關係者に對し、重大な挑戦となつて横たわつてゐる。」

明らかに、日本の特異な先進的立場を意識しながら述べられた以上の發言には、『アジアの一員である日本が、どうしてアジアの他の國家に關心をほらい、効果的な援助や協力を行なわないのであるか』といった疑問と警告がこめられてゐるように、私はうけとつたのである。

さらに博士は、地球上の人口の増加が、社會開發の上で輕視されてゐる點を批判して、

「いままでに、かくも大量の人口が地球上に存在したことはなかつた。人口増加による危険が今日ほど大きなことはなかつた。文明の夜明けから、増え續けた世界の人口は、一八六〇年には十億人に達した。その後六五年を経た一九二五年には二〇億人に、三五年たつた一九六〇年には三〇億人に達した。それから十五年後の一九七五年には四〇億人、いまから三十年後の二〇〇〇年にはなんと六〇億人に達すると推計されてゐる。」

と述べられ、とくに先進國では、平均壽命の伸びや、疾病率の低下を喜び合つてゐるけれども、およそ地球上のすべての人間に、*「見苦しからぬ程度に品位を保つことのできる生活」*を保障する立場からみても、これからの社會福祉は、國際的立場から、地球上の人口の爆發的增加がもたらす危険性について、重大な關心をほらう必要があることを強調されたのである。

また博士は、國際社會福祉の理念は、國際連合の世界人權宣言に表現されており、とくにその第二二條および第二五條が、その目標を具體化してゐると述べられる。

第二二條 何人も、社會の一員として、社會保障をうける權利を有し、かつ國家的努力および國際的協力を通じて、また、各國の組織および資源に應じて、自己の尊嚴と自己の人格の自由な發展とに欠くことのできない經濟的、社會的および文化的權利の實現を享有することができる。

第二五條 (一) 何人も、衣食住、醫療および必要な社會的施設を含め、自己および自己の家族の健康と福祉のために充分な生活水

準を享有する権利を有し、かつ失業、疾病、能力の喪失、老齡または不可抗力によるその他の生活能力の喪失の場合に、保障をうける権利を有する。

(二) 母と子は、特別の保護と援助をうける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とにかかわらずなく、同一の社会的保護を享有する。

この目標達成のため、社會福祉のなすべき役割を、博士自身は次の六つの分野から考えていることを言明された。

即ち、(1) 人口抑制 Population Control (2) 所得保障 Income Security (3) 保健 Health (4) 都市化 Urbanization (5) 住宅 Housing (6) 教育 Education の六分野における社會福祉の任務についてであるが、人口抑制と社會福祉について博士は、

「人口増加に悩む國家においては、家族計畫に關する社會福祉の役割を考えること。人口減少を示しつつある國においても、油斷をすれば、一世代の間に再び人口増加に悩むことになる。生活物資の量的確保が解決済みの國家では、常に人口抑制への注意を怠たらず、生活諸資料の質的確保を計る必要がある。」と述べられ、所得保障の領域では、

「社會福祉の主要な任務は、なんといつても貧乏の根絶であり、さらに進んで、健康で、見苦しくない生活を營むに足る所得を全人口に保障することである。」と強調し、保健と社會福祉について、

「現状を放置すれば、未來の歴史は、一九七〇年代の社會福祉關係者は、これを救うすべを知りながら、どうして多數の病疾者、榮養不良者を放置しておいたのであろうと疑うにちがいない。」と皮肉つている。

都市化に關連して博士は、

「社會福祉の課題は、都市を、人間が住むに値する町、スラムのない町、貧困のない町、うるおいのある町にす

るには、どうすれば良いかにかげられる。」とその積極的役割を主張される。

住宅問題については、世界の人口の圧倒的 대부분は、健康で文化的な住宅環境には恵まれていないと断言し、ヨーロッパでは、専門社会事業職員が、住宅を快適にするにはどうすべきかを考えるあらゆる計画に参画していること、ラテン・アメリカの國家のなかには、社会事業家が、大規模な住宅計画に参加し、家政教育や、家庭の健康管理の面で活躍していることを紹介されたのである。また博士はとりわけ教育と社会福祉との關係を重視し、經濟の近代化がもたらす生活の複雑さから、教育の高度化が切實な要求となつてゐること、とくに今後の社会事業教育は、個人の知識の變化、社会の變動に即應して、どうすれば個人と社会に望ましい影響を與えることができるかを考えて行わなければならぬと主張されたのである。

さらに最近の歐米社会事業界で話題となつてゐるソーシャルサービス *Social Services* の實施方法に關する三つの傾向をとりあげ、大要次のとおり述べられた。

(1) サービスの自由選擇 *the basic goal of freedom of choice*

現状では、サービスの消費者(社会事業の對象)は、公私の機關施設の提供する社会サービスを選択できる状態になり。資源の限られた國家においては現實的課題ではないにしても、將來は二つ又はそれ以上のサービスから選擇できるように方向をとるべきである。

(2) 消費者の参加 *consumer involvement*

いままでのように、社会福祉關係者だけが消費者のために計畫し、供與するのではなく、消費者と共に計畫し、消費者の参加を得て、サービスの開發をなすべきである。

(3) 普遍性か、選別性か *Universality versus Selectivity*

多くの國々において、社会サービスは普遍的でなければならぬと主張する人々と、選別的であるべきだとする人々

との間に意見の對立がある。

普遍性とは、原則的にサービスは無差別的に全市民に提供されなければならないとする包括的立場であり、選別性とは、すくなくとも特定のプログラムの実施を強調する餘りに無差別主義を拒否する立場であろう。普遍性の立場は、すべての市民が、いつかはサービスを必要とするという認識の上に立つており、とくにサービスが、貧者用と富者用の二段構えで行なわれることを厳しく否定する。さらに普遍主義は、必ずしも全成員に對する單純平等なサービス供與を意味するのではなく、その意味での選擇的適用を否定するわけでもない。人的、物的資源に制約がある場合、サービスの必要度に應じて、對象に優先順位をつける考え方は、適切であり望ましい方法である。たとえば地理的區分によつて、不況地帯や都市のスラムでのサービスを優先させるとか、人口のうち老人や兒童に對するサービスを先行させるのは正しい。

以上のように、現在の傾向に對する率直な意見を開陳された博士は、その講演のしめくくりの部分で、社會福祉の世界における社會的的政治的アクションの必要性について、大要次の如く強調されたのである。

「われわれ社會事業家は治療者セラピストであり、貧者の友であるばかりでなく、社會立法と政策決定に貢獻できる豊かな傳統をもつ専門家である。われわれは人間行動に關する廣い知識と、人々への信念と、個人の可能性に對する深い信頼感をもつている。これらは廣般な社會的施策を個人と家族に適用する場合に大いに役立つものである。われわれは、かかる知識や信念を持たない人々によつて、社會福祉の基本計畫がそこなわれることを憂慮するものである。遅きに失しないうちに社會的的政治的アクションを興して、社會變動を促進し指導していかねばならない。」

『社會福祉のための偉大な戦い the greater battle of Social Welfare』のための『新しい戦略と戦術を求めて』と題して行なわれた説得力に富んだ博士のこの講演は、今回の國際會議のハイライトであつたといえる。

四、わが國の社會福祉教育に對する提言

ショットランド博士の講演を基調に、ICSWの各分科会で活潑な討議が重ねられたが、ICSWに先立つて實施された「社會福祉と社會開發のための教育——七〇年代への方策とプログラム——Training for Social Welfare and Social Development—Policies and Programmes for the Seventies」をテーマとしたIASWの會議での意見交換の結果をも参照して、いまになつて考え、今後のわが國の社會福祉教育の上で、すくなくとも次の五點について、積極的な検討と謙虚な反省を加える必要があるように、私には思える。

第一は、なんといつても社會福祉の本質概念把握上の問題である。講壇の上から、社會福祉がかつての慈善や慈惠ではないことを説明してみても、社會事業と社會福祉の相違を強調してみても、現實の社會生活における社會福祉、市民感情の中での社會福祉は、依然として、上から下への負の概念としてまかりとおつている。

この社會的現實は政治の貧困にのみ原因を求めるときではなく、いままでの社會福祉教育にも相當の責任がある。社會福祉の本質概念を消極的に理解したり、日本の特性である社會政策學と社會福祉學との關係を充分整理しないで、社會政策を主とし、社會事業に従屬的地位を與えるような印象を與えた古典的理論に存在の餘地を残しておいたこと、つまりはドイツの風土に根ざした科學と、アメリカ型思考の實踐形態としての科學との安易な結合が、専門教育の上で混亂をひきおこしていると解することもできる。

いまの私には、この點についての正しい認識に達していないが、すくなくとも、社會の構造的變動がもたらす現代型的社會的矛盾に對應する社會福祉の概念に、「防御」ないしは「救濟」の性格をもたせるばかりではなく、進んで「攻撃」ないし「對決」の性格をも合わせもたせて理解するべきではないかと考えるのである。

とりわけ、現行の社會福祉系大學のカリキュラムにおいて併列的に採用されている、社會福祉概論、社會問題、社會保障概論、社會政策などの専門社會科學の諸講座において、「社會變動を促進指導する」社會福祉のあり方を、どう組み込んでいくかを検討すべき時期にきているとおもわれるのである。

第二は、具體的な社會福祉の分野別カリキュラムの再検討である。はじめにあげておいたように、現行の日本社會事業學校連盟のカリキュラムでは、「分野部門」は十四科目に分けられており、公的扶助論、兒童福祉論の二科目が必修科目である。

われわれが體驗しつつある社會變動や歐米社會福祉教育の傾向を考えると、老人福祉論は必修とすべきであろうし、都市社會福祉論、住宅社會事業論のような大衆社會狀況に根ざす講座の確立も必要であるし、公害対策と直接關連する科目を新設して、人爲的な生活環境の破壊に對決する必要がある。さらに今回の研修を通じて痛感したことは、日本の社會福祉教育における國際的理解の欠除についてである。わが國の社會福祉學會では、傳統的に歐米の一部先進國の社會福祉の動向に注目し過ぎていて、いまでもアジア、アフリカの實狀については全く盲目であるといつてよい。傳統的な「脱アジア」的思潮は、他の隣接科學の場合にもあてはまるであるが、七〇年代に入つて、比重が増しつつあるアジア、アフリカの價值と、この地域の主體性を認めた形での、國際社會福祉論といった科目を設定することは有意義であり、社會福祉に關する海外技術援助計畫の充實のためにも、その教育内容を検討する必要がある。

第三は、とくに社會福祉のためのソーシャル・アクション Social Action に關する教育である。従來から、ソーシャル・アクションを獨立した社會事業の方法・技術とみるか、コミュニティ・オーガニゼーションの一分野とみるかについて議論があつたことは事實であるが、激増する大衆社會のニードに立脚して、立法、行政の對應を求める組織的壓力行動としての性格をもつソーシャル・アクションに關する教育と訓練は、時代の要請でもあり積極的にとり上げる必要がある。

第四にあげられるのは、肝心の教育研究従事者の不足であり、教育資材の不足であり、實習施設の不足である。

本來的に實踐であるべき社會福祉教育は、その國の風土に根ざす個人、家族、地域社會等の具體的な歴史資料や實踐記録を素材として有効な理論教育を目指すことができるにも拘らず、戦後のアメリカ直輸入型教材の偏重傾向など

が災いして、日本人の大衆生活思考とはマッチしない抽象的方法論が横行するに至つた。

現實と餘りにも遊離した理論の許容と、理論と實際の乖離に對する非難は、専門社會事業従事者や、社會福祉系學生からのみでなく、社會福祉サービスの消費者である市民層からもまき起つてゐるが、この當然の非難に對する率直な反省と、改革への努力は遺憾ながら不充分である。

そしてこれは、社會福祉の學問的領域に専任の教育研究者が壓倒的に不足していること、とりわけ時代思潮に敏感な若い研究者が少ないことにも原因があるといえる。この世界の後繼者難は、劣悪な労働條件や研究環境に加えて、戦前からの經驗重視型の非科學主義や、文部省の設置基準の非合理性や、一部の社會事業機關、施設の管理者の事なかれ主義など、多數の退嬰的ムードが災いしているともいえようが、社會福祉のスローガンは掲げられながら實際には増大しつつある福祉の侵害の事實を實踐の世界で體驗しつつある若い従事者の間から、現状打破への自覺と意識を科學的に究明する努力が積み重ねられ、その過程で價值ある教材が生み出され、教育研究者が育つていくことを期待せざるを得ないのである。

社會福祉教育の立場から見る限り、社會福祉の現業機關、施設は、生きた研究所である。現業の場を單なる實習施設、見學施設としてのみ考えた從來のあり方は當然改められるべきであらう。貧弱な文献と杜撰な資料に埋もれた大學の研究室からは、有能な教育研究者は巢立たないであらう。社會福祉系學生のインターン制度の確立など、他國の先例に學ぶべき點はここにも多いといえる。

第五は、いままでの諸點を總合し、いわば未だに陽のあたらぬ場にいる社會福祉系の大學が、自らの社會的位置の變更を求めて、社會的評價の擴大を求めて、實施ざるを得ないソシアル・アクションについてである。

社會福祉教育にはとりわけ活動的な教員を必要とする。學生と共に學び、共に苦惱する教員ができるだけ多數存在し、學生はできるだけ少數であることが要求される。社會福祉教育は本來的にマス・プロ教育にはなじまないにも拘

らず、私學の經營難や、社會福祉への全般的無理解が、その例外として存在することを不可能にしている。

カリキュラムの改訂や、教育研究者の質的向上のための學生參加の問題や、市民社會における社會福祉思想の正しい定着のための大學イクステンション活動の問題などについては、『住民の側に立つて社會福祉を守る』といった従来の姿勢を更に發展させ『社會變動を促進し指導する』社會福祉の強調を主軸に、『人類福祉のための偉大なる戦い』の課題として把握し行動することが、正しい姿勢であるように私には思える。

社會改革への積極的任務を、社會福祉に與えることが、これからの社會福祉學の課題であるが、そのためには具體的に専門教育内容をどう改善していくについて、先學、同僚や學生諸君と共に、さらに眞剣に研究していきたいと考えている。

四、參考としたい若干の問題

今回のフィンピン滞在中、幸いに諸外國の社會事業研究者と討論したり、貴重な資料の惠與を受けたりして、個別に學ぶことは多かつたのであるが、紙數の制約もあり、斷片的になるが、主題と關連する若干の具體的な事實について以下に簡単にふれておきたい。

1、韓國の社會事業カリキュラム

隣接する韓國の社會福祉事情について、われわれは殆んど知らされていないのは残念である。

この國の専門社會事業教育は、一九四七年、エウハ女子大學に社會事業學部が設置されたことに始まる。現在、社會福祉の専門教育課程をもつ大學は、ソウル國立大學を含め十校であり、合計學生數は、一九六九年現在、大學院生十八名、大學生七九四名である。これに對し、社會福祉の専任教員は僅かに三五名、兼任教員六八名で、この國においても教員の不足が目立っているが、韓國政府保健社會部が、國連、エカフエと共同で立案し決定した社會事業教育のカリキュラム基準は次のとおりである。

科 目	単 位
1、韓國の社會問題	3
2、社會政策・社會計畫	4
3、社會福祉行政・管理	4
4、社會調査	6
5、社會事業概論	6
6、ソシアルケースワーク	9
7、ソシアルグループワーク	9
8、コミュニティ・オーガニゼーション及び コミュニティ・デベロップメント	9
9、人間の成長と行動	9
10、實 習	12
11、社會事業演習	9

以上の合計八十單位のうち(1)より(10)までの七一單位が必修科目で、(11)の演習九單位は、

兒童福祉、青少年對策、非行少年問題、成人犯罪、産業福祉、身體障害者のリハビリテーション、精神衛生(精神醫學的知識を含む)、職業指導、住宅・都市計画の社會的側面、老人福祉、疾病の知識、家族計画、協同組合、レクリエーション

の多岐に分れており、この中から選擇して履修することになっている。

このカリキュラム基準は、一九六五年八月に設定されたものであるが、韓國からの國際會議參加者の一人は、これがアメリカのカリキュラムの模倣であると嘆き、日本の社會福祉教育からアジア的傾向を學びたいと切望していた。

事實韓國は、最近公的にもアジア及び西太平洋地域の専門社會事業家との交流を希望するようになっていたが、現在のわが國が、社會事業教育の分野で韓國のそれに貢獻し得る水準にあるかどうか不安なものがあるし、この點、すくなくともカリキュラム基準に關する限り、たとえアメリカの模倣的體系であるとはいえ、なおかつわが國の基準よりは韓國のものの方が、うまく整理されているように私には思えるのである。

2、アメリカの社會事業カリキュラム

アメリカの大學院カリキュラム *graduate curriculum* は、廣く分けて次の三つの分野から構成されている。

(1) 社會福祉政策と諸サービス

社會問題、問題を豫防し治療し統制するための計畫や施設、社會福祉の目標達成に影響を及ぼしている運動や勢力、政策決定における社會事業家の役割などを含める。

(2) 人間行動と社會環境

人間の成長および人格の發達（正常及び異常の双方にわたる）、疾病と障害、文化的規範と價值、個人および集團の社會的機能の諸局面などを含む。

(3) 社會事業實踐の諸方法

ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションなどの直接的サービス及び、調査、管理などの機能賦與的方法 *enabling methods* を含む。

また大學段階のカリキュラム *undergraduate curriculum* では、次の五つの指標が要請されている。

- (1) 人間に關する基本的理解、人間の成長と行動に對する洞察に寄與すること。
- (2) 社會及び社會の相互作用に關する知識の啓發
- (3) 社會福祉活動の基底をなす哲理的價值に對する判斷力の育成

(4) 問題の解決および傳達の技術能力の啓發

(5) 社會制度としての社會福祉、社會福祉のための専門職業の一つとしての社會事業への理解力の養成

以上のカリキュラム基本線は、アメリカ社會事業教育會議 The Council on Social Work Education (略稱 CSWE) の一九六二年の改訂基準によるものであるが、これによつても推測できるように、この國の専門社會福祉教育は、大學院の段階で行はれており、大學での教育はその前段階的色彩が濃厚である。

今回の ICSSW に提出されたアメリカ國內委員會の報告書によると、社會事業教育の量的實狀は次のとおりである。

一九六八年現在、前記 CSWE が有資格と認定した大學院としての社會事業學校は、全米に六四校存在し、外に十三校が資格申請中である。(六四の公認校中、博士課程を有するのは十八校である。) 六八年度に修士號を得た者は四、九八四名、六九年一月現在の、六四校の在學生數は一萬一、七〇〇名である。

CSWE の認定校である大學は二三校であるが、全米で社會事業教育のコースをもつ大學は五二九校存在することが確認されており、社會事業を學ぶ大學生は約一萬五〇〇〇人ないし二萬人いるといわれている。

日本の社會福祉教育に重大な影響を與え續けてきたアメリカは、専門社會事業従事者の養成に關する限り、量的にはわが國の十倍の規模を誇つてゐるわけであるが、カリキュラムの改革といった面では未だ重要な變化はみられないようである。

この國獨特の人權差別や都市スラム対策などの反映であろうか、黑人教員の優先的採用とか、解放運動家の囑託採用などの動きは全米に活潑化しているが、前記國內委員會の報告書に「大多数の大學院では、いまでも、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションに重點を置いた教育が行はれている。しかしながらカリキュラムの變更も検討されつつある」と述べられてゐるのみで、今回は目立つた動きを察知することはできなかった。

いづれにせよ、この國の社會事業教育には依然として、現實と相當遊離した傳統的な樂天的價值感が支配的であるように思われる。

3、フィリピンの社會事業法

今回の研修の場となつたフィリピンは、人口約三、六〇〇萬、アジア最大のキリスト教國であるが、人口の爆發的增加と經濟の不況が高まり、國民の半數は十五歳以下、都市の失業者八〇萬、仕事のない農民二五〇萬という窮狀にあるが、それだけに、この國の社會福祉への期待は大きくなつてゐる。率直にいつて、豫備的知識がゼロであつた私にとつて、この國の社會事業教育のレベルが高かつたことは、むしろ意外であつた。もちろん全般的な社會福祉行政やサービスの領域はこれからであるが、將來への發展の礎石は一應固められてゐるといえるし、この點では日本がみならうべき立場にあるといつて良い。

その例證として、ここにフィリピンの社會事業基本法ともいふべき法律の内容を若干紹介しておきたい。

法律は、一九六五年六月制定公布された共和國法第四、三三三號で正式の名稱は、*An Act to Regulate the Practice of Social Work and the Operation of Social Work Agencies in the Philippines and Other Purposes* であり、さらにその改正法（共和國法第五、一七五號、一九六七年八月）であるが、これによると、社會事業は、

「個人と社會の幸福のために、社會事業の諸技術を使用して、基本的な社會關係の促進と強化のためにする組織的な社會サービスと、個人と社會環境の相互調整を行うことを本務とする専門職業である」（第一條）

と規定されている。そしてこの社會事業の實踐者がソーシャル・ワーカーであると規定し、公私の何れをとわず、およそ社會事業の機關施設で現業に従事する公認ソーシャル・ワーカーになるには、

① フィリピンの市民であり、

- ② 二一歳以上で、
 - ③ 健康で、人格が高潔で、
 - ④ 社會事業に關する學士號を有し、かつ、
 - ⑤ 社會福祉施設において、公認ソシアル・ワーカーの指導の下に、一千時間以上の實務訓練を終えた者、
- が、この法律に定める資格認定試験に合格しなければならぬことが定められている。

この國家試験には、書類審査と筆記試験があり、毎年一回、マニラ市で實施され、結果は公示される。この資格認定に當る委員會は、委員長を含む五名で構成され、委員は大統領の任命によるが、この委員の選任に當つては、

- ① フィリピンの市民で、
- ② 三十歳以上の人格高潔な者で、
- ③ 社會事業に關する學士號又は修士號を有し、
- ④ 學士號取得後五年以上、修士號取得後二年以上の社會事業の實際經驗があり、
- ⑤ この資格認定試験の合格者であり、(但し當初は例外とする)
- ⑥ 大學の専任教員ではないこと

の諸條件を滿たす者から任命されることになつてゐる。

この法律によつて國家試験を受け、公認されたソシアルワーカーは、一九六六年、一九二名、六七年、一三四名、六八年、九七名、六九年、八七名、七〇年、六一名(未確定)であり、経過措置として、試験によらないで公認された者(主として法律施行前にアメリカで社會事業教育を終了した者)三一八名を加えると、合計八四〇名が、現在のこの國の公認ソシアルワーカーであるということになる。

この數字は、尨大な社會福祉のニードからみればもちろん少きに失するが、一九六七年以降わが國の厚生省に相當

するこの國の社會福祉部(省)の次官、局長クラスの前までは公認ソーシャルワーカーであり、漸次下位の管理職ポストや、地方の福祉行政官は公認ソーシャルワーカーによつて占められつつあるといわれている。

これに對し、わが國の場合、社會福祉事業法(昭和二十六年)には、社會事業を専門職業であると規定した條文は存在しないし、國家試験の制度もない。社會福祉主事の任用資格は、ゆるやかであまいな規定である。さらに社會福祉審議會その他、社會福祉の審議にあたる委員會のメンバー選出條件についても、福祉關係法の規定では、必ずしも社會福祉の領域に専門的知識をもたない存在を排除できるしくみになつていない。

現在わが國の公私の社會福祉系労働者は十五万とも二〇万ともいわれているが、職員の有資格率は福祉事務所の現業員で七二%、保育所保育で八五%といった状態であり、有資格保育の六〇%以上は、都道府縣の保育試験による資格取得である。高度の専門性を現實には輕視しているこの傾向は、必然的に大部分の職員の労働諸條件の劣悪さをまねいており、對象に對する處遇についても人間的なふれ合いを保障しなくなつてゐる。いわば安上りの福祉行政が、福祉優先をかけ聲に終らせ、社會福祉の専門職化實現の上で癌になつてゐることを考えると、フィリピンの社會事業法は、わが國の社會福祉教育の振興のためにも大きな示唆を示しているといわなければならないであらう。

おわりに

わが國の社會福祉學、社會福祉の組織的教育を前進させるためにも、各國の近狀を學ぶ必要があることはいうまでもない。ヨーロッパ(とくにオランダ)における社會開發と社會福祉の關係や、アフリカの新興國、とくにエチオピア、ケニア、ウガンダなどの独自の社會事業教育方針など、注目すべき諸點が多く、國際交流の場にどしどし若い研究者の進出が望まれるが、最後に、わが國の社會福祉教育がいかにしてアメリカ偏重主義を克服するか、いかにして素朴な模倣主義から脱却するか、いかにして積極的、革新的な教育體系を樹立するかを考えるためにも、これからは従來のようなアジア、アフリカ觀を修正し、全世界の社會福祉教育の動向を、公正に眺める必要があることを強調し

ておきたい。

本稿は未定稿であるが、作成にあたっては、マニラ會議に出席された、明治學院大學若林龍夫教授、同志社大學嶋田啓一郎教授、四國學院大學岡田藤太郎教授などの諸先生から直接・間接の御教示を得ていることを付記して、諸先生に感謝する。

× × × ×

なお、私は今回の海外研修の結果について、昭和四十五年十二月八日に開かれた佛教大學公開講演會においては「社會變動と國際社會事業教育の課題」と題して約一時間の報告を行なったのであるが、その速記録に代えて、このレポートを提出した次第であることも付記しておく。